

八 議 総 第 2 2 号
令和3年 9月15日

八雲町議会議長
能登谷 正 人 様

総務経済常任委員会
委員長 三 澤 公 雄

委員会所管事務継続調査報告書

本委員会が、閉会中の継続調査として決定を受けた所管事務調査について、八雲町議会会議規則第75条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事件

- (1) 行政事務の改善に関する事項
- (2) 北海道新幹線札幌延伸に関する事項
- (3) 農林業の振興に関する事項
- (4) 水産業の振興に関する事項
- (5) 公共施設及び地域の振興に関する事項

2. 調査期間

平成29年11月10日から令和3年9月15日

3. 調査結果

(1) 行政事務の改善に関する事項

【住民投票条例についての調査】

八雲町自治基本条例において、住民に直接その意思を確認する必要があるときに、「個別型住民投票条例」を制定することができることとされているが、一方で、発議要件を満たすことで、議会の議決を必要とせず住民投票条例が実施できる「常設型住民投票条例」の制定についても議論される所であり、間接民主制を補完する制度としての住民投票に関し、この二つの住民投票条例の形態を中心に調査を行った。

【調査内容】

- ・令和3年3月11日
住民投票条例の形態について、委員会で調査・研究することを決定した。
- ・令和3年4月8日
八雲町自治基本条例と住民投票について、協議を行った。
- ・令和3年5月13日
「個別型住民投票条例」と「常設型住民投票条例」について、事務局より説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年6月17日
住民投票の成立要件、結果の効力等について、事務局より説明を受け、協議を行った。

【調査結果まとめ】

別紙1「住民投票条例に関する調査報告書」を参照。

(2) 北海道新幹線札幌延伸に関する事項

【北海道新幹線建設工事の進捗状況等についての調査】

八雲町内において、6本のトンネルが建設中であり、すでに掘削工事が進み、対策土が運び出されているところであるが、受入候補地の確保や、処理方法等について、また新八雲（仮称）駅周辺整備についてなど、現状を把握するため調査を行った。

【調査内容】

- ・平成29年12月13日
北海道新幹線建設工事八雲町区間の進捗状況について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・平成30年6月5日
トンネル工事発生土受入協定の締結について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・平成30年9月13日
新たな対策土受入地の確保について及び建設工事八雲町区間の進捗状況について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・平成30年12月12日
新たな対策土受入候補地の確保について及び上の湯地区を候補地としたことについて、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・平成31年3月15日
対策土受入候補地の確保について及び上の湯地区を断念し、別の候補地を検討する旨について、担当室から説明を受け、協議を行った。

- ・令和元年6月6日
建設工事八雲町区間の進捗状況について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年7月5日
新たな対策土受入候補地の確保について及び黒岩地区を候補地としたことについて、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年8月29日
建設工事八雲町区間の進捗状況及び発生土対応について、鉄道・運輸機構と勉強会を行い、立岩トンネル工区の現地調査を行った。
- ・令和元年11月18日
黒岩地区の要対策土処分地の現地調査を行った。
- ・令和2年6月9日
新たな対策土受入候補地に係る可能性検討調査について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和2年9月15日
北海道新幹線建設工事八雲町区間の進捗状況について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和2年12月11日
北海道新幹線新八雲(仮称)駅周辺整備の進捗状況について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年4月8日
トンネル工事発生土受入協定の締結について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年5月13日
函館線(函館・長万部間)旅客流動調査・将来需要予測・収支予測調査結果概要について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年7月8日
北海道新幹線立岩トンネル山崎工区における濁水未処理水の流出について及び対策土受入候補地について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年8月11日
対策土受入候補地について、担当室から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年9月10日
新八雲(仮称)駅に係る駅舎デザインコンセプト及び黒岩地区A対策土受入地における「受入基準値超過」対策土の仮置きに係る「未報告」について、担当室から説明を受け、協議を行った。

【調査結果まとめ】

トンネル工事における濁水未処理水の流出について報告を受け、協議をしたが、これ

までも処理水の扱いや川の濁りなどについて指摘し、再発防止に努める旨の説明を受けている。委員会としても、「町民の信頼を得るためには、軸足を町民に置く」という理解が大切であると考えるので、処理水等の対応をはじめ、対策土の受入れに関することについても鉄道・運輸機構に対し、町として毅然とした対応をとっていただきたい。

また、新八雲（仮称）駅周辺整備についても、牧歌的風景に調和し自然景観にも配慮するという観点からも、高架構造を要望しているところであるが、利用しやすい施設整備など、町民の意見を取り入れながら、鉄道・運輸機構並びに関係機関との協議を進めていただきたい。

（３）農林業の振興に関する事項

【研修牧場施設整備についての調査】

酪農家戸数の減少や労働力確保が容易ではない現状の中、地域及び農業振興を目指すことを目的に研修牧場が整備されることとなるが、その研修牧場「株式会社 青年舎」の設立と、進捗状況について調査を行った。

- ・平成30年8月10日
研修牧場構想の概要について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・平成30年12月12日
研修牧場施設整備構想の概要について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年3月15日
研修牧場の設立スケジュールについて、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年6月6日
研修牧場の出資者及び出資額について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年8月8日
研修牧場施設整備事業の進捗状況及び建設事業費について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年9月20日
研修牧場施設整備事業の概要とスケジュールについて、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年11月13日
研修牧場施設整備に係る過去の質疑について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和2年6月9日
研修牧場施設整備事業の進捗状況について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和2年8月7日
株式会社青年舎の令和元年度経営状況並びに令和2年度事業計画について、担当課か

ら説明を受け、協議を行った。

- ・令和3年6月8日

株式会社青年舎大関牧場の稼働について、担当課から説明を受け、協議を行った。

- ・令和3年6月29日

株式会社青年舎大関牧場の視察調査を行った。

【調査結果まとめ】

研修牧場は、酪農で就農を志す研修生の飼養管理技術や経営を習得することを目的としているが、酪農のみならず、他の農業における担い手不足の解消も視野に入れており、研修後は八雲町が生活拠点となるよう努めていくことも役割のひとつである。

委員会としても、株式会社青年舎が当初の志を失っていないかどうか、この事業の成否は1年1年の経営上の収支だけではなく、広い意味で八雲町への地域貢献となっているかどうかについて、今後も注視していきたい。

(4) 水産業の振興に関する事項

【サーモン養殖試験についての調査】

漁業を取り巻く環境は厳しさを増しており、漁業経営の安定、地域の活性化を図ることを目的に、養殖事業として八雲、熊石両地域においてサーモン養殖試験を実施することとなった。令和2年度には「北海道二海サーモン」として初の水揚げを行ったところであるが、今後のサーモンブランド化に向けて、海面養殖試験、陸上養殖試験における成育状況や、サーモンの事業化推進等について調査を行った。

【調査内容】

- ・令和元年12月11日

サーモン養殖試験事業における海面養殖試験及び陸上養殖試験の実施について、担当課から説明を受け、協議を行った。

- ・令和2年3月9日

サーモン養殖試験事業における海面養殖及び陸上養殖の成育状況について、担当課から説明を受け、協議を行った。

- ・令和2年5月14日

サーモン養殖試験事業における海面養殖の成育状況及び事業化に向けた計画等について、担当課から説明を受け、協議を行った。

- ・令和2年7月9日

サーモン養殖試験事業における海面養殖の成育状況について、担当課から説明を受け、協議を行った。

- ・令和2年9月15日
サーモン養殖試験事業における陸上養殖の成育状況について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年2月10日
サーモン養殖試験事業における北海道二海サーモン事業推進協議会と事業化に向けた体制について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年3月11日
サーモン養殖試験事業における海面養殖及び陸上養殖の成育状況について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年7月8日
サーモン養殖試験事業における海面養殖の成育状況について、担当課から説明を受け、協議を行った。

【調査結果まとめ】

日本海側と太平洋側における海面養殖試験、さらに陸上養殖試験と3か所からのデータを比較検証してきた。海水温の違い等により、成育状況に差が生じることも理解できる範囲で推移しているため、さらなる躍進を期待している。今後、採卵や稚魚育成等、新たな段階に進むことになるが、サーモンのブランド化など、事業促進に向けてのマネジメントをどのように行っていくのか、委員会としても注視していきたい。

(5) 公共施設及び地域の振興に関する事項

【八雲町と奥尻町の地域振興についての調査】

八雲町と奥尻町の一体的な広域観光、産業の連携、相互交流等による地域経済の活性化について、今後、各種の取組みを検討していくところであるが、現在の奥尻町の状況や施設等について、今後の八雲町と奥尻町の地域振興を図るための参考とすることを目的に調査を行った。

【調査内容】

- ・令和元年7月5日
奥尻町との地域振興に係る検討協議についての説明を担当課から受け、協議を行った。
- ・令和元年8月21日～22日
奥尻町の各種産業の状況、施設、観光資源等について調査を行った。

【調査結果まとめ】

別紙2「総務経済常任委員会視察調査報告書」を参照

【地域公共交通についての調査】

人口減少等により全道で広域バス路線の持続性が危ぶまれている中、現在、函館バスが運行している桧山海岸線、八雲・熊石間においても、路線維持が困難な状況となってきた。地域住民の足として「サービスレベルの向上」と「運行の効率化」に向けた広域バス路線の改善が必要であることから、両路線における予約バスの実証実験結果や運行に係る経費等について調査を行った。

【調査内容】

- ・令和元年6月6日
八雲町地域公共交通網形成計画の策定スケジュールについて、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和元年12月11日
八雲町地域公共交通網形成計画について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和2年6月9日
令和2年度桧山海岸線デマンドバスの実証運行について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和2年9月15日
桧山海岸線予約バス試験運行住民説明会及び運行結果について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年5月13日
熊石・八雲間における予約バスの導入について、担当課から説明を受け、協議を行った。
- ・令和3年5月20日
熊石・八雲間予約バスの運行経費等について、所管事務調査として担当課から説明を受け、協議を行った。

【調査結果まとめ】

桧山海岸線に続き、八雲・熊石間の予約バスについても、詳細な実証実験結果を基に検証を重ね、運行が開始されることとなった。これにより地域にとってのサービス向上と、運行の効率化が図られることになったが、今後においては八雲地域における市街地での公共交通の構築が必要になってくるのではないかと考える。委員会としても庁舎移転と地域内公共交通は共に考えて行かなければならないことだという認識を持っているので、引き続き鋭意努力されたい。

住民投票条例に関する調査報告書

調査目的

八雲町自治基本条例では、住民に直接その意思を確認する必要があるときに、個別型の住民投票条例を制定することができるとされているが、北海道内はもとより、全国的にも、住民投票の是非で町が二分され、直接請求まで発展した場合、「個別型住民投票条例」は議会で否決されることが多いのが現状である。一方、住民投票に対する機運が高まった時に、一定の署名数など、発議要件を満たすことで、議会の議決を必要とせず住民投票条例が実施できる「常設型住民投票条例」についても議論されるところであり、間接民主制を補完する制度としての住民投票に関し、この二つの住民投票条例の形態を中心に調査を行った。

調査内容

1. 八雲町自治基本条例と住民投票

- ・現在の地方自治制度は、「間接民主制」を基本としているが、一方で、地方自治法では、直接請求といった住民の意思を直接自治に反映させることができる「直接民主制」も保障している。
- ・八雲町自治基本条例では、八雲町の将来を大きく左右する問題が発生し、住民に直接その意思を確認する必要があるときに住民投票の制度を設けることができるとしている。
- ・制度の基本は、住民投票を実施する必要がある都度、条例を定める「個別設置型住民投票制度」としている。
- ・八雲町の決定権が及ばない案件や一部地域の問題であって八雲町全体に影響を及ぼさない事項等は対象としていない。
- ・結果については、議会及び町長の双方が、最大限に尊重した政策判断が求められる。

八雲町自治基本条例 抜粋

(住民投票)

第 19 条 町長は、町政に関わる重要事項について、住民（町内に住所を有する者をいう。以下、同じ。）の意思を直接確認する必要があるときは、議会の議決を経て、条例による住民投票の制度を設けることができます。

2 住民投票に参加できる者の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

・八雲町自治基本条例では、住民投票の請求・発議について、地方自治法第 74 条及び第 112 条の規定に基づき、住民は有権者の 1/50 以上の署名、議員は定数の 1/12 以上の賛成をもって条例の制定・改廃を請求することができるとしている。

八雲町自治基本条例 抜粋

(住民投票の請求及び発議)

第 20 条 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

2 議会の議員は、法の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票条例の制定を議会に発議することができます。

3 町長は、住民投票条例の制定を議案として議会に提出することができます。

(参考) 地方自治法 抜粋

(条例の制定又は改廃の請求とその処置)

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りではない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

・町民参加については、自治基本条例第 3 章町民参加と協働の中にあるとおり、審議会、パブリックコメント、意見交換会、アンケート調査がある。なお、自治推進委員会は、自治基本条例の見直しのために設置されるものとしている。

2. 「個別設置型住民投票」と「常設型住民投票」について

【個別設置型】

住民意思の確認の必要性が生じた場合に、町長や議員の提案又は直接請求により、その案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票が実施できるもの。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・案件ごとに、投票資格者や成立要件などを定めることができるので、よりの確に住民の意思が確認できる。・住民、議会、長の各主体間における十分な議論を行ったうえで実施できる。・制度の濫用を防止できる。	<ul style="list-style-type: none">・直接請求が成立しても、条例を議会で否決した場合は、住民投票が実施できない。・案件ごとに条例の制定が必要となり、時間と労力がかかる。

【常設型】

あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の要件などを定めた条例が常設され、条例に規定している住民投票の要件を満たした時は、いつでも投票が実施できるもの。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・発議要件を満たした場合、議会の議決を経ないで住民投票を実施できる。・どのような課題であっても、同一の制度で行うことが可能なので、制度として安定している。・住民投票に対する機運が高まった時に迅速に対応ができる。	<ul style="list-style-type: none">・制度の濫用を招く恐れがある。・本来必要とされる住民、議会、長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性がある。・頻繁に実施された場合、大きな経費負担が発生する。

【常設型における対象事項について】

- ・ポジティブリスト方式：対象事項を明確に列挙するため、対象はわかりやすいが、該当しない事項は投票対象にならないため限定的になる。
- ・ネガティブリスト方式：対象事項から除外するものを列挙するため、投票の対象は広くなる。

【対象事項から除外するものとして考えられるもの】

(1) 町が権限を持たない事項

自治体が権限を持たない事項については自ら決定することができないことから、間接民主制を補完する住民投票の機能が活かされないため除外している自治体は多い。

ただし、「法令の規定により首長の意見を求められるもの」や「自治体として団体の意思を表明するもの」は対象にするよう規定している自治体もある。

(2) 法定住民投票事項

議会の解散、議員や長の解職、合併協議会設置の協議に関することについては法令で規定がされており、規定に基づいて手続きをとれば投票を実施することができるため。

(3) 対象が特定の住民や地域に関連する事項

住民投票は全体を対象に実施されるものであり、特定の住民や地域に関連が強い案件を対象にすると、直接案件に関係がない者の意見が多数を占め、当事者が少数派となり公平な投票結果を得られない恐れがあるという理由のため。

(4) 執行機関の内部事項

組織、人事、財務などは、各地方自治体が定める政策・施策を効率的・効果的に実現するための前提になるもので、長の執行権をもって決めるものであるため投票対象になじまないものとして考えられている。

3. 請求・発議の主体・要件

【長】【議会】

「長」は住民投票を実施したいと思えば、個別型住民投票の条例案を議会に提出し議決を経て実施できる。また「議会」も、地方自治法に基づき、個別型住民投票の条例案を提出できる。このことから常設型住民投票条例では「長」「議会」を発議者として規定していない自治体もあるが、多くが「長」「議会」も発議主体としている。

【住民】

「住民」は個別型住民投票条例の制定について直接請求ができるとしているが、常設型住民投票条例においても、直接請求による個別の住民投票条例制定の過程を簡略化し、住民の意思を明確にして住民参加を促すという趣旨から、「住民」も主体であると考えられる。

常設型では、実施するための署名が 1/3 以上、1/4 以上、1/5 以上、1/6 以上など、自治体によって様々であるが、上記 4 つが大部分を占める。

4. 投票資格者の範囲

【年齢要件】

- ・ 16歳：義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であることや、幅広く意見を聴くべきという考え方に基づく。
- ・ 18歳：国民投票法では投票年齢が18歳と定めていることと、諸外国でも18歳以上が主流であることが要因。
- ・ 20歳：公職選挙法（改正前）では投票資格者の年齢を20歳と定めていたため、この規定に準ずる考え。（これまで20歳以上としていた自治体では、改正に伴い18歳以上となっていくものと思われる）

【住所要件】

地方自治法の規定に基づき、住民投票条例でも「自治体の区域内に住所を有する者」と規定し、居住期間についても選挙権と同様の規定をしている自治体が多い。

5. 成立要件

- ・ 住民投票の投票率が一定以下の場合に、住民投票の成立を認めないとする規定を設けている条例と、成立要件を設けていない条例がある。
- ・ 成立要件を規定する条例では1/2以上で成立を認める条例が最も多く、要件を満たさない投票率の場合には、開票しないと規定している条例もある。
- ・ 成立要件を設ける理由は、投票率が低い場合に、少数派の意見が議会や長の意思決定に影響を与えることになるので、それを回避するためとしている。
- ・ 懸念されることとして、成立要件を設ける場合、住民投票を成立させないためのボイコット運動が起こる可能性があり、住民の投票意識の低下や、投票に行くこと自体が賛成もしくは反対の意思表示になって、投票の秘密が守られない可能性が生じることもある。
- ・ 成立要件を設けない理由としては、少数意見であっても住民の意見は確認すべきであることや、諮問型住民投票では、その結果に拘束されないため、成立要件を設ける必要性が低いと考えられることなどがあげられる。

6. 結果の効力

(1) 拘束型

住民投票の結果が長や議会の意思決定を拘束する。

(長や議会の権限を制限することが、間接民主制を規定している地方自治法に違反しているとして、拘束型は違法であるというのが通説)

(2) 諮問型

住民投票の結果を長や議会は尊重する義務がある。

(これまで他の自治体で制定された住民投票条例はすべて諮問型)

・八雲町自治基本条例においても、法的拘束力を持たない「諮問型住民投票条例」としており、議会及び町長の双方が尊重することとしている。

・住民投票の結果は、住民の意思が直接投票によって示されることから相当の重みを持っており、このことから、議会及び町長には、住民投票の結果を最大限に尊重した政策判断が求められる。

7. 投票方法等について

【実施機関】

常設型の制度を設けている他の自治体では、長を実施機関としたうえで、投票や開票事務を選挙管理委員会に委任している。

【投票期日】

投票期日については、行政側の準備作業や、投票運動の期間を確保する必要があるため。住民投票の請求又は発議があつてから、一定の期間経過後に投票期日が設定される。多くは30日～90日とされている。

【投票方法】

多くの自治体では二者択一方式で賛否を問うものとなっている。

【投票運動】

投票運動に対する規制について、買収や脅迫などの一般的な禁止規定を設けている自治体もあるが、罰則規定を設けている事例はなく、概ね自由な投票運動を認めているようである。

【住民投票に係るコスト】

実施にあたっては一定の費用が発生するため、経費の効率的な執行の観点から、住民投票はやみくもに行われるべきものではないが、経費面のみから、重要事項の決定に住民の参加機会を与えないことも問題とされている。

経費節減の観点から、国政選挙や地方選挙と同日実施も考えられるが、公職選挙法で禁止されている運動との判別が難しくなるなど、運用上の課題がある。

8. 委員の意見

【三澤公雄委員長】

全国的にも、住民からの直接請求による「個別型」の住民投票条例の制定は議会で否決されることが多いのが現状である中、「その時々、直近の住民の考えを知る」という観点から、発議要件等を満たすことで、議会の議決を必要とせず住民投票が実施できる「常設型住民投票条例」を制定することによって、住民もまちづくりに一層関心を持ってもらえるのではないかと思ひ、住民の意志を確認する手段としての「常設型住民投票条例」を議会側から提案していきたいと考える。「個別型」と「常設型」のメリット、デメリットなどを知ることで、より一層「常設型」の必要性を感じた。

【牧野仁副委員長】

「常設型住民投票条例」のように様々な事案に対応するために、発議要件等を汎用的なものにするよりも、発議要件等を都度制定できる「個別型住民投票条例」のほうが、様々な事案に対し、より深く対応できるのではないかと思う。

【大久保健一委員】

「常設型住民投票条例」は議会の議決を必要とせず、要件を満たせば実施されるが、発議要件等に一定程度の規定を設けざるを得ないのであれば、ハードルは思ったより下がらず、メリットは少ないといえる。議会は間接民主主義というかたちを取っていることから、民意は議会に託されている。議会側から「常設型」を求めて制定する必要はないのではないか。また、住民投票をするべき事案なのかどうかを判断するという意味でも、「個別型」のほうが議会の議決を必要とすることから、見極めができるのではないかと思う。

【宮本雅晴委員】

「個別型住民投票条例」は住民にとっては負担があるが、「常設型住民投票条例」は

様々な問題を常に提示できるのではないかと考える。住民の一定数が問題提起することで住民の考えがわかるという、手段としての「常設型住民投票条例」は興味深い。

【横田喜世志委員】

基本的には「個別型住民投票条例」と「常設型住民投票条例」の違いは、議会での議決が必要かどうかでしかない。現状での住民投票における発議要件等の基準を下げて「常設型」にした場合、実施はしやすくなるが、濫用も懸念される。基準を下げずに厳しくしていったら、「常設型」にする意味はなくなるのではないか。

調査結果まとめ

投票資格者の範囲や発議要件など、柔軟な対応が可能であるのは「個別型住民投票条例」であるが、住民にとっては直接請求の手続きから議会の議決に至るまで、実施には多くの難関がある。

その点において「常設型住民投票条例」の方が住民の意見を反映させやすいが、汎用的な規定を設けざるを得ないため、濫用を防ぐという観点から要件を厳しく規定する傾向にあり、多様な案件に対し柔軟な対応が難しい。

調査の結果、各委員からも様々な意見があり、どちらの形態が優れているかとの結論には至っていない。しかし、将来、住民投票の制定の機運が高まった時に、現状の「個別型住民投票条例」の制定のほかに「常設型住民投票条例」の制定についても、今回の調査結果を活かした議論ができるものと考え、次の総務経済常任委員会においても、この議論を引き継いでいってほしいと考えている。

総務経済常任委員会視察調査報告書

1 視察日 令和元年8月21日(水)～22日(木)

2 視察地及び視察調査項目

日 程	場 所	調 査 項 目
8月21日(水)	奥尻港湾、なべつる岩、青苗川津波水門、青苗漁港人工地盤、奥尻島津波館、奥尻ワイナリー、葡萄畑、あわび種苗育成センター	奥尻町の各種産業の状況、施設、観光資源等について調査
8月22日(木)	地熱発電所、稲穂岬(賽の河原)、奥尻町市街地の町有施設	

3 視察者名

役職	氏 名	備考	役職	氏 名	備考
委員長	三澤 公雄		副委員長	牧野 仁	
委員	斎藤 實		委員	宮本 雅晴	
			計	4名	

4 視察目的・内容

八雲町においても、過去に旧八雲町、旧熊石町、奥尻町で3町交流懇談会や横断的な交流、地域振興に関する議論が行われてきた経緯があるが、10年後の新幹線開通を見据えた、八雲町と奥尻町の一体的な広域観光、産業の連携、相互交流等による地域経済の活性化について、今後、各種の取組みを検討していくところである。現在の奥尻町の状況や施設等を視察調査することで、今後の八雲町と奥尻町の地域振興を図るための参考とすることを目的に調査を行った。

《1日目》

奥尻町議会事務局長、奥尻町議会議長(青苗より合流)の案内により、奥尻町内の各種施設等を視察した。

【奥尻港湾】

奥尻港は、昭和26年に避難港として整備が図られ、昭和41年に地方港湾の指定を受け、その翌年にカーフェリーが就航した。水産業を含め地場産業の振興、活性化を図るとともに観光の拠点として、重要な役割を果たしている。北海道南西沖地震では津波などによる甚大な被害を被ったが、その後の災害復旧により、5年後の平成10年3月に復興宣言がなされた。近年では、平成24年に水産物流通荷捌き施設、平成26年に漁獲物鮮度保持施設、平成27年に漁具保管施設が完成している。現在、北の方に埋め立てをしていて、漁協とその関連施設が移設される予定である。

港湾には町有の灯油備蓄タンクと越森石油の備蓄タンクがあり、越森石油のタンクでは火力発電の燃料を北電と提携し、島内に供給している。

港湾での取扱い貨物には奥尻島で採掘されるパーライト(ガラス質流紋岩・真珠岩)がある。

《質疑》

Q. 火力発電で奥尻町の電気はすべて賄われるのか。

A. 島内すべてに供給している。平成30年度の胆振東部地震のブラックアウトの時も、奥尻島は影響なく、停電にならなかった。

Q. パーライトは奥尻産なのか。

A. 山の上の方にあり、個人の山で、その個人が会社を作って発掘している。パーライトは耐熱・防火効果の高い多孔質建築用軽量材料として、出荷されている。

【なべつる岩】

奥尻町の観光名所、なべつる岩を見学。平成5年の南西沖地震により、一部崩落があったが、その後、修復をしている。付近の防潮堤が景観に影響しているが、安全上、撤去は難しいとのことであった。

【津波水門・防潮堤】

青苗川(2級河川)の津波水門を視察。震災後、町内主要4河川に整備された津波水門のひとつ。水門は震度4以上の地震を検知すると、約1分間の非常放送後に自動的にゲートを降下させる仕組みとなっている。防潮堤は総延長約14キロメートルに及び、最も高い場所で約11メートルとなっている。

【青苗漁港人工地盤】

青苗漁港区域内に建設された人工地盤を視察。北海道南西沖地震の際、青苗地区が最大の被災地であったことから、津波に対する有効な対策として、北海道開発局の設計・施工により、平成12年に建設された。

漁業者等が作業に従事している際に、地震による津波が発生した場合でも、即座に

高台へ避難する機能を兼ね合わせている。岸壁からの高さは6.2メートル、海面からの高さが7.7メートルある。面積は4,650平方メートルで、約2,300人の避難スペースを確保できる。

また、港内の岸壁から人工地盤へ駆け上がる階段は、上部がシェルターで覆われているため、冬期の積雪や降雨の際にも、安全に非難ができるように設計されている。

《質疑》

Q. 下の空間はどう利用されているのか。

A. 1階の空間部は漁業者の作業スペースとしても利用されている。階段が5箇所設けられており、津波などの災害の際にはすぐに高台に避難できるようになっている。

【奥尻島津波館】

津波館見学の前に、隣接している慰霊碑「時空翔」に立ち寄る。石碑にくぼみがあり、地震のあった7月12日に、海に向かって石の正面に立てば、くぼみの中に沈む夕日を見ることができるとのこと。

奥尻島津波館は、震災から8年後の平成13年にオープン。平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震について、災害の様子と復興までの記録を伝えている。南西沖地震はマグニチュード7.8、推定震度6、津波は最大で30.6メートルの高さまで押し寄せた。奥尻島内だけでも死者172人、行方不明者26人に達する大惨事であった。津波館では、職員の説明を受けながら、映像や展示物を見学した。

【奥尻ワイナリー・葡萄畑】

奥尻ワイナリーの葡萄畑を視察。平成11年に、島に自生する山葡萄の苗木を植えることから始まった。その後、ワイン専用品種の栽培を本格的に開始し、ヨーロッパ品種の栽培にも成功している。現在、畑面積は約27ヘクタール、葡萄品種はメルロー、シャルドネ、ピノ・ノワール、ピノ・グリ、ツヴァイゲルトレーベ、ケルナー、山葡萄など、約6万5千本栽培されている。

ワインを作る環境としては、対馬暖流の影響で北海道の本島に比べ温暖ではあるが、海に囲まれていることで、塩害もあり、苦労も多い。平成16年には台風18号による塩害による被害を受けた。しかしながら潮風によりミネラル分が多く含まれ、奥尻ワインならではの味わいがあるとされる。葡萄畑は米里地区の高台にあり、かなり広い範囲で栽培されていた。

【奥尻ワイナリー・工場】

奥尻ワイナリーの工場を視察。「奥尻島の振興に寄与する」という企業理念のもと、平成20年に製造工場が完成し、本格的な醸造が始まった。資本金1,000万円、

社員8名と季節雇用者12名となっている。

ワイン製造理念としては、「奥尻島が育む葡萄で、世界中の人々に愛され続けるワイン造りに邁進する」を筆頭に、「奥尻の知名度向上を図る」、「奥尻観光に向け、新たな奥尻ブランドを造る」、「雇用の場を広げる」の4つの理念のもと、奥尻の土地に合う栽培方法を探求しながら、奥尻ならではのワイン造りに取り組んでいる。

山葡萄の苗木の植栽が平成11年、ワイン専用種の栽培開始が平成15年、ワインの初出荷が平成21年なので、最初の植栽から初出荷まで10年を要している。

貯蔵タンクは40基あり、その他、樽の貯蔵庫がある。現在、樽で熟成させるワインは少数であり、多くは貯蔵タンクで熟成させるものが多い。

ワイナリーでは、ぶどう栽培をしたい方や、専業農家を目指している方を随時、募集している

《質疑》

Q. 樽ではなく貯蔵タンクが主流なのはなぜか。

A. 昔は樽で熟成されたものは良く売れたのだが、樽熟成は似たような味になりやすく、最近の消費者は、その土地や製造者の特色が出ているワインを好む傾向にあるため、樽での熟成は少なくなっている。

【あわび種苗育成センター】

湯浜地区の神威脇漁港内にある、あわび種苗育成センターを視察。平成11年に、沿岸漁業活性化構造改善事業により建てられた。ここでは、親アワビから採卵技術により採卵し、幼生管理、初期稚貝育成、中間育成を経て、採卵から1～2年後に40～50mm種苗35万個の生産を行っている。

主な施設の特徴は、温泉水を利用し、冬期間の飼育適水温を保持することで成長促進を可能としていることと、調温した海水を2階の施設から、1階の施設に自然落差により再利用（延べ4回利用）することで動力費の軽減化を可能としているところにある。

《質疑》

Q. 冬期間の成育状況は。

A. ここは温泉の温度が高いため成長が早い。来月25mmのものを買って、来春までに50mmまで成長させて出荷する予定である。稚貝は熊石の栽培漁業振興公社から買っている。

【懇談会】

出席者：奥尻町議会議長	麓 敏也	奥尻町議会副議長	齋藤 伸彦
議会運営委員長	寅尾 裕志	総務産業常任委員長	水野 諭
議会事務局長	雁原 哲夫		

開会のあと、奥尻町議会議長と八雲町議会総務経済常任委員長のあいさつ。

事前に資料が配られ、以下は資料の説明。

奥尻町は人口2,600人（H31年3月末現在）で、平成27年から比べると、約280人減少している。

年度別観光客入込数は平成30年度で32,457人であり、5月から10月頃までが大半を占めているが、特に7月と8月が多く、2か月で約13,000人の観光客数となっている。フェリー利用者は約2万9千人、飛行機利用者が約3千人と、島に上陸する手段のほとんどがフェリーによるものである。

町の基幹産業である、漁業の従事者も高齢化により減少しており、平成31年度当初の正組合員は138名で、平均年齢が67.0歳となっている。組合員数では平成25年と比較し、37名の減となっている。

《2日目》

奥尻町議会事務局長の案内により、奥尻町内の各種施設等を視察した。

【地熱発電所】

奥尻地熱発電所を視察。株式会社越森石油電気商会在が運営し、固定価格買取制度により北海道電力への売電を行っている。熱源は奥尻町所有の坑井を賃借している。熱水の温度が低いいため、沸点の低いフロン媒体を気化させ、発生した蒸気でタービンを回す「バイナリー方式」を採用する。

排出される温水の2次利用については、温浴施設に温水を供給したり、魚の養殖事業などに活用したりとの構想もあったようだが、町との連携も進まず、現在においても実現できていない状況である。

《質疑》

Q. 「バイナリー方式」にしては、熱水の温度が高いのでは。

A. 熱水の温度は170度であるが、直接タービンを回す「フラッシュ方式」だと、180度～200度は必要であるため、「バイナリー方式」を採用している。170度という温度はこの方式にしては高めであり、少し効率が悪いところもある。温度が高いこともあり、熱交換器の寿命が約8か月と短く、11月に6千万円かけて別な仕組みに交換する予定である。

Q. 新しい機器は既にも実績があるメーカーなのか。

A. 全国に30～40基ぐらいあるのだが、「バイナリー方式」で温度が高いところは全国的に珍しく、メーカーも試行錯誤している状況である。

【国有草地・球島山展望台】

国有草地を視察。奥尻町の農業において、更なる地域農業の安定を図るため、家畜増頭に伴う牧場の整備と良好な飼料の供給が必要となり、国営草地開発事業により牧

場の整備（草地造成・道路・雑用水）がされている。

視察後、隣接する球島山（標高369メートル）の展望台を見学した。

【稲穂岬（賽の河原）】

賽の河原公園は稲穂岬一帯に整備された公園で、海南犠牲者や幼少死亡者、身内の故人の冥福を祈る慰霊の地であり、海岸には石の塔が無数に積み上げられている。毎年6月に賽の河原祭りが開催されている。

【奥尻町市街の町有施設】

最後に奥尻町市街地における町の施設を視察。役場庁舎は老朽化しており、新たに建築の予定である。今年度より庁舎建て替えに係る特別委員会が設置された。場所は奥尻小学校跡地になる予定である。国保病院も老朽化が激しく、建て替えが望まれている。その他、町有施設である自動車整備工場、保健福祉施設等を視察した。

【委員会所感】

今回の視察調査は、想像以上に大きく揺れない豪華なフェリーに驚いたところから始まったが、視察を終えた今も「驚きに満ちた島だったな」という印象が強く残った。

大型宿泊施設がなくなったという危機感を地元行政や議会は強く持っているようだが、決してそんなことはないと感じた。民宿の充実をより一層進め、中にはいくつかの高級路線のものがあるという方が、これからのニーズや、何より地域振興につながるのではないだろうか。大手・大型の気まぐれにつきあうより、しっかりと地元で根を下ろしての、きめ細かい対応こそが、インバウンドを含め、離島観光の肝なのではないだろうか。

2日間にわたり、施設等を視察調査し、震災への知見や各種産業の可能性を見せていただいたが、どれも「なるほど」の感を強くした。天候や人口減少の影響はこれからも受け続けるだろうが、地域の魅力を高め、関係人口を増やしていこうという考え方は、八雲町も含め、全国の地方自治体の目指すところであるので、より一層、地域住民を「その気」にさせる行政の支援力と知恵、そして議会の見識が問われていく。

総務経済常任委員長 三 澤 公 雄
副委員長 牧 野 仁
委 員 大久保 建 一
〃 田 中 裕
〃 宮 本 雅 晴
〃 横 田 喜世志